

・成田市開発行為等の基準に関する条例新旧対照表

現行	改正
<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>法第18条の2第1項に規定する基本方針等において流通業務の用に供する施設又は工業施設として規則で定める施設(以下「流通業務施設等」という。)の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、次のいずれにも該当する区域として市長が指定する区域において、流通業務施設等の建築を目的として行う開発行為であって、当該区域において市長が定める公共施設の計画に適合するもの</u></p> <p>ア <u>流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことにより、周辺における市街化を促進するおそれがないと認められること。</u></p> <p>イ <u>市街化区域内において流通業務施設等の建築を目的とする開発行為を行うことが困難又は著しく不適当と認められること。</u></p> <p>ウ <u>政令第29条の9各号に掲げる区域(災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。)を含まないこと。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項第6号の規定により区域を指定しようとするときは、あらかじめ、成田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項第6号の規定により区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項第6号の規定による区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</u></p> <p>5 <u>第1項第6号及び前3項の規定は、同号の規定により指定した区域の変更又は</u></p>

現行	改正
<p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物)</p> <p>第8条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物は、<u>第6条各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物とする。</p>	<p><u>廃止について準用する。</u></p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物)</p> <p>第8条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物は、<u>第6条第1項各号</u>に規定する開発行為に係る予定建築物の要件に該当する建築物とする。</p>